

第6章 課程の修了要件及び学位

(課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(課程の修了の認定)

第19条 学長は、大学院委員会の議を経て、前条の規定による修士課程の修了の要件を備えた者を認定する。

2 修士課程の修了の認定は、学年の終りに行う。ただし、その認定を受けることができなかつた者については、次の学年の前期の終りに行うことができる。

(学位の授与)

第20条 修士課程を修了した者には、修士（経済学）の学位を授与する。

2 修士論文の審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項は、千葉経済大学学位規程の定めるところによる。